



発行 新潟県

**第 33 号**

平成25年4月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

44 新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境企画課）

告 示

- 623 災害対策基本法による指定地方公共機関の指定の一部改正（防災企画課）
- 624 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 625 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 626 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 627 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 628 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 629 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 630 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 631 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 632 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 633 公有水面埋立の竣功認可（河川管理課）
- 634 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 635 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 636 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 637 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 638 歳入の徴収事務の委託（警察本部会計課）
- 639 歳入の徴収事務の委託（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会規程

4 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

18 個人演説会等を開催することのできる施設の指定及び指定取消報告（選挙管理委員会）

教育委員会公告

新潟県公立学校教員採用選考検査の実施（義務教育課）

公安委員会規則

8 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）



新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 4月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第44号

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県環境影響評価条例施行規則（平成12年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第3（第41条関係）</b>			<b>別表第3（第41条関係）</b>		
対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
(略)			(略)		
8 別表	(略)		8 別表	(略)	
第1の4の項に該当する対象事業	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和42年政令第284号）第6条の規定を適用した場合における同条に規定する時間帯補正等騒音レベルが62デシベル以上となる区域をいう。以下同じ。）から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに飛行場周辺区域とならないこと。	第1の4の項に該当する対象事業	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和42年政令第284号）第6条の規定を適用した場合における同条の値が75以上となる区域をいう。）から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
(略)			(略)		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



◎新潟県告示第623号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第6号の規定による指定地方公共機関の指定(昭和37年11月新潟県告示第1100号)の一部を次のとおり改正する

平成25年 4月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

「新発田天然ガス株式会社」を「新発田ガス株式会社」に、「新潟県商工会議所連合会」を「一般社団法人新潟県商工会議所連合会」に、「社団法人新潟県エルピーガス協会」を「一般社団法人新潟県LPガス協会」に、「社団法人新潟県トラック協会」を「公益社団法人新潟県トラック協会」に、「社団法人新潟県看護協会」を「公益社団法人新潟県看護協会」に、「株式会社エヌ・シー・ティ」を

「株式会社エヌ・シー・ティ  
株式会社佐渡テレビジョン」に改める。

◎新潟県告示第624号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年4月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
原消化器内科医院	新発田市豊町4丁目5番1号	平成25年4月2日
中谷医院	五泉市太田2-6-39	平成25年4月1日
小野耳鼻科医院	胎内市大川町15番10号	平成25年4月2日
さんか歯科医院	上越市栄町1-3	平成25年4月1日
川西歯科	十日町市春日102	平成25年4月1日
堀田歯科医院	村上市学校町3-50	平成25年4月1日
酒井歯科医院	佐渡市羽茂本郷406-1	平成25年4月1日
トモエ薬局春日野店	上越市春日野1-14-9	平成25年4月1日
トモエ薬局高田店	上越市樋場2街区1-1	平成25年4月1日
クスリのアオキ新発田豊町薬局	新発田市豊町4丁目9番5号	平成25年4月1日
さくら薬局	燕市殿島2-10-14	平成25年2月1日
みらい ぼたん薬局	五泉市太田2-6-44	平成25年4月1日
あるも薬局 六日町店	南魚沼市六日町1882-1	平成25年4月1日
ピアスマイル薬局	胎内市あかね町26番27号	平成25年4月1日

#### ◎新潟県告示第625号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年4月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
小林整形外科医院	上越市南本町2丁目13-14	平成25年3月31日

原消化器内科医院	新発田市豊町4丁目5番1号	平成25年3月31日
川西歯科	十日町市春日102	平成25年3月31日
トモエ薬局高田店	上越市樋場2街区1-1	平成25年3月31日
大手薬局六日町調剤	南魚沼市六日町1882-1	平成25年3月31日
とどろき調剤薬局	燕市東太田2890番地3	平成25年3月31日

◎新潟県告示第626号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、小千谷市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成25年4月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月7日(金)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	小千谷市総合体育館	小千谷市全域
6月10日(月)			
6月11日(火)			
6月12日(水)			
6月13日(木)			
6月14日(金)	小千谷市片貝総合センター		
	東小千谷体育センター		
6月15日から平成26年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関  
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第627号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、田上町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成25年4月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月3日(月)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	田上町役場公用車庫棟	田上町全域
6月4日(火)			
6月5日から平成26	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者

年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月31日、1月2日、 1月3日を除く。	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省 令第70号)第39条第1項 に規定する特定計量器
---	---------------	-------------	--

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第628号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成25年4月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
西名目所業務地区	新潟市北区西名目所の一部	平成25年4月19日

◎新潟県告示第629号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、小千谷市の池ヶ原土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年4月26日

新潟県長岡地域振興局長

1 就 任

理事	小千谷市大字池ヶ原1155番地	鈴木 忠夫 (理事長)
〃	〃 真人町丙991番地	藤巻 政一
〃	〃 大字池中新田504番地2	田中 忠司
〃	〃 大字塩殿甲838番地6	関 定栄
〃	〃 大字池ヶ原133番地	村山 定
〃	〃 大字池ヶ原2531番地	中村 憲一
〃	〃 大字塩殿甲330番地3	藤島 睦
監事	小千谷市真人町甲11番地	大窪 文夫
〃	〃 大字池ヶ原737番地	岩田 哲也
〃	〃 大字池中新田149番地子	田中 芳夫

就任年月日 平成25年4月1日

2 退 任

理事	小千谷市大字池中新田492番地1	田中 忠喜 (理事長)
〃	〃 大字池ヶ原1155番地	鈴木 忠夫
〃	〃 真人町丙991番地	藤巻 政一
〃	〃 大字塩殿甲220番地1	関 勝司
〃	〃 大字池ヶ原133番地	村山 定
〃	〃 大字池ヶ原737番地	岩田 哲也
〃	〃 大字池ヶ原2531番地	中村 憲一
〃	〃 大字塩殿甲558番地1	小見山 誠
〃	〃 真人町丙684番地	羽鳥 太一
監事	小千谷市大字池ヶ原614番地	山崎 朝男
〃	〃 真人町甲11番地	大窪 文夫
〃	〃 大字池中新田504番地2	田中 忠司

退任年月日 平成25年3月31日

## ◎新潟県告示第630号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の紫雲寺土地改良区の定款の変更を平成25年4月16日認可した。

平成25年 4 月26日

新潟県新発田地域振興局長

## ◎新潟県告示第631号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の川東土地改良区の定款の変更を平成25年4月16日認可した。

平成25年 4 月26日

新潟県新発田地域振興局長

## ◎新潟県告示第632号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合の定款の変更を平成25年4月16日認可した。

平成25年 4 月26日

新潟県新発田地域振興局長

## ◎新潟県告示第633号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、公有水面の埋立の竣功を次のとおり認可した。

平成25年 4 月26日

新潟県佐渡地域振興局長

## 1 竣功認可年月日

平成25年 3 月25日

## 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

(1) 名称 新潟県佐渡地域振興局

(2) 住所 佐渡市相川二町目浜町20番地1

(3) 代表者氏名 佐渡地域振興局長 熊倉 昇

(4) 代表者住所 佐渡市相川下戸炭屋浜町89番地3 相川地区集合公舎202号

## 3 埋立区域

## ○区域1

(1) 位置 佐渡市野浦506番地1地先から佐渡市野浦260番地1地先に至る間の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び340の地点と25の地点とを結んだ線により囲まれた区域

340の地点	佐渡市野浦506番地1地先道路敷に設置した図根三角点(M1)(北緯38度00分50.9785秒、東経138度32分57.6491秒)から183度31分49秒、28.193mの地点
301の地点	340の地点から115度14分18秒、7.146mの地点
302の地点	301の地点から206度35分09秒、14.738mの地点
303の地点	302の地点から206度26分27秒、15.069mの地点
304の地点	303の地点から209度37分17秒、25.088mの地点
305の地点	304の地点から212度02分00秒、17.890mの地点
306の地点	305の地点から213度00分05秒、26.215mの地点
307の地点	306の地点から213度11分40秒、35.910mの地点
308の地点	307の地点から213度02分50秒、43.559mの地点
309の地点	308の地点から213度08分01秒、38.046mの地点
310の地点	309の地点から213度08分47秒、39.714mの地点
311の地点	310の地点から213度10分59秒、19.713mの地点
312の地点	311の地点から212度38分07秒、10.306mの地点
313の地点	312の地点から211度31分42秒、9.087mの地点
314の地点	313の地点から210度01分38秒、9.694mの地点

315の地点	314の地点から207度58分34秒、14.583mの地点
316の地点	315の地点から207度13分57秒、5.068mの地点
43の地点	316の地点から16度55分35秒、61.454mの地点
42の地点	43の地点から43度54分13秒、32.297mの地点
41の地点	42の地点から45度00分00秒、20.759mの地点
40の地点	41の地点から34度40分15秒、58.733mの地点
39の地点	40の地点から29度28分43秒、12.705mの地点
27の地点	39の地点から29度50分37秒、60.751mの地点
26の地点	27の地点から33度08分16秒、48.823mの地点
25の地点	26の地点から33度01分26秒、14.145mの地点

## ○区域 2

(1) 位置 佐渡市野浦260番地 1 地先から佐渡市東強清水261番地地先に至る間の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び321の地点と190の地点とを結んだ線により囲まれた区域

321の地点	佐渡市野浦506番地 1 地先道路敷に設置した図根三角点 (M1) (北緯38度00分50.9785秒、東経138度32分57.6491秒) から17度05分53秒、364.910mの地点
322の地点	321の地点から187度20分40秒、29.648mの地点
324の地点	322の地点から187度29分48秒、17.605mの地点
326の地点	324の地点から190度47分26秒、12.608mの地点
327の地点	326の地点から197度27分36秒、10.705mの地点
328の地点	327の地点から201度45分40秒、6.851mの地点
329の地点	328の地点から205度36分23秒、7.351mの地点
330の地点	329の地点から210度42分44秒、10.507mの地点
332の地点	330の地点から213度57分49秒、19.344mの地点
333の地点	332の地点から216度15分11秒、20.064mの地点
86の地点	333の地点から215度00分07秒、20.145mの地点
85の地点	86の地点から16度39分27秒、26.210mの地点
84の地点	85の地点から16度40分01秒、31.240mの地点
190の地点	84の地点から30度02分34秒、61.427mの地点

## ○区域 3

(1) 位置 佐渡市東強清水261番地地先から佐渡市東強清水263番地 1 地先に至る間の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び86の地点と87の地点とを結んだ線により囲まれた区域

86の地点	佐渡市野浦506番地 1 地先道路敷に設置した図根三角点 (M1) (北緯38度00分50.9785秒、東経138度32分57.6491秒) から13度33分50秒、214.486mの地点
335の地点	86の地点から213度25分03秒、15.630mの地点
336の地点	335の地点から208度55分17秒、9.191mの地点
337の地点	336の地点から205度01分43秒、6.221mの地点
338の地点	337の地点から200度39分35秒、8.537mの地点
88の地点	338の地点から328度14分13秒、7.069mの地点
87の地点	88の地点から29度55分28秒、17.965mの地点

## ○区域 4

(1) 位置 佐渡市東強清水263番地 1 地先から佐渡市東強清水265番地 1 地先に至る間の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び341の地点と977の地点とを結んだ線により囲まれた区域

341の地点	佐渡市野浦506番地 1 地先道路敷に設置した図根三角点 (M1) (北緯38度00分50.9785秒、東経138度32分57.6491秒) から11度43分34秒、168.922mの地点
947の地点	341の地点から106度52分32秒、4.044mの地点
977の地点	947の地点から197度33分48秒、17.275mの地点

(3) 面積 3,593.33㎡

## 4 埋立の免許年月日及び番号

平成12年 6 月22日 新潟県相土第867号

## 5 公有水面埋立法第22条第 3 項の市町村

佐渡市

## ◎新潟県告示第634号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年 4月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
向町地区	刈羽郡刈羽村大字赤田町方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤田町方(1)地区	刈羽郡刈羽村大字赤田町方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤田町方(2)地区	刈羽郡刈羽村大字赤田町方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤田町方(3)地区	刈羽郡刈羽村大字赤田町方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤田町方(4)地区	刈羽郡刈羽村大字赤田町方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川池沢地区	刈羽郡刈羽村大字赤田町方	次の図のとおり	土石流
早道場地区	刈羽郡刈羽村大字赤田町方	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第635号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年 4月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
向町地区	刈羽郡刈羽村大字赤田町方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊



赤田町方(1)地区	刈羽郡刈羽村大字赤田町方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤田町方(2)地区	刈羽郡刈羽村大字赤田町方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤田町方(3)地区	刈羽郡刈羽村大字赤田町方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤田町方(4)地区	刈羽郡刈羽村大字赤田町方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第636号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類  
糸魚川都市計画用途地域(糸魚川市決定)
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

#### ◎新潟県告示第637号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年4月26日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成25年4月16日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
糸魚川市清崎68番1の内	6.10~6.52	15.89
	5.82~5.90	25.84
	5.90	34.16

#### ◎新潟県告示第638号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 委託した事務  
新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例(平成12年新潟県条例第51号)第8条第1項に規定するパーキング・チケットの発給に係る手数料の徴収に関する事務
- 2 受託者の氏名又は名称及び住所

公益財団法人新潟県交通安全協会  
新潟県新潟市中央区新光町5番地4

- 3 委託の始期  
平成25年 4 月 1 日

#### ◎新潟県告示第639号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。  
平成25年 4 月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 委託した事務  
新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例(平成12年新潟県条例第51号)第8条第1項に規定するパーキング・メーターの作動に係る手数料の徴収に関する事務
- 2 受託者の氏名又は名称及び住所  
公益財団法人新潟県交通安全協会  
新潟県新潟市中央区新光町5番地4
- 3 委託の始期  
平成25年 4 月 1 日

### 病院局公告

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、耳鼻咽喉ビデオスコープシステムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年 4 月26日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
耳鼻咽喉ビデオスコープシステム 1 式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成25年 6 月14日(金)
  - (4) 納入場所  
新潟県立十日町病院
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
  - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 948-0055  
新潟県十日町市高山32番地 9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線506

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年5月7日(火)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年5月10日(金)午前11時00分

新潟県立十日町病院3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波気管支鏡下穿刺生検システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年4月26日

新潟県立がんセンター新潟病院病院長 横山 晶

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波気管支鏡下穿刺生検システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年6月28日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 951-8566  
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3  
新潟県立がんセンター新潟病院経営課  
電話番号 025-266-5111 内線2313

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成25年5月8日(水) 午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

---

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、温冷配膳車について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年4月26日

新潟県立がんセンター新潟病院病院長 横山 晶

## 1 入札に付する事項

---

## (1) 購入等件名及び数量

温冷配膳車 8台

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成25年7月31日(水)

## (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成25年5月8日(水) 午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないと

きは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

### 選挙管理委員会規程

#### 新潟県選挙管理委員会規程第4号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 4月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
聖籠町	介護老人保健施設 汐彩の郷	北蒲原郡聖籠町大 字次第浜22街区1 番	聖籠町	介護老人保健施設 汐彩の郷	北蒲原郡聖籠町大 字次第浜22街区1 番
	<u>新潟手の外科研究所 病院</u>	<u>北蒲原郡聖籠町諏 訪山997番地</u>			
(略)			(略)		

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 選挙管理委員会告示

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成25年 4月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

#### 1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
長岡市山古志体育館	長岡市山古志竹沢甲 2837 番地 1	大アリーナ（ステージ 含む）	1,240.00	平成 25 年 4 月 5 日
		小アリーナ	616.00	
		第2会議室	86.96	
長岡市よいたコミュニ ティセンター	長岡市与板町与板乙 2469 番地 1	多目的ホール（ステー ジ含む）	200.00	

## 2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
長岡市山古志会館	長岡市山古志竹沢甲 2835 番地	大ホール	240.00	平成 25 年 4 月 5 日

## 教育委員会公告

## 新潟県公立学校教員採用選考検査の実施について（公告）

平成26年度新潟県公立学校教員採用選考検査を次のとおり実施する。

平成25年4月26日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛雄

# 平成26年度 新潟県公立学校教員採用選考検査 実 施 要 項

新潟県教育委員会

■検査の期日

〈第1次検査〉 平成25年 7 月 7 日(日)

〈第2次検査〉 平成25年 8 月17日(土)～20日(火)

■実施要項交付及び願書受付

平成25年 4 月26日(金)～ 5 月20日(月)

※ 願書受付は、「特定記録郵便」による郵送のみとし、  
5 月20日(月)の消印まで有効とします。

## 【本年度の主な変更点】

◆ 小学校教諭「運動実技」及び  
中学校教諭「保健体育実技  
検査」内容の一部変更

…………… P 5、6 参照

◆ 特別支援学校教諭の検査内  
容の一部変更…………… P 6 参照

目 次	
1	検査の目的 P 2
2	一般選考 P 3
3	身体障害者特別選考 P 3
4	出願の資格 P 4
5	検査の期日 P 4
6	検査の内容・方法 P 7
7	検査の配点及び判定基準 P 7
8	出願の方法及び出願に必要な書類 P 8
9	その他 P 9
-----	
	第1次検査持参品 P 10
	受検者心得 P 11
	願書提出先、連絡・照会先等 P 11
	スポーツ・芸術特別選考制度 P 12
	検査場所案内 P 12
	第1次検査場所・日程 P 13
	第2次検査場所・日程 P 14

※ 出願に当たっては、義務教育課又は高等学校教育課のホームページに掲載してある「選考検査Q & A」及び「願書の記載例」を参考にしてください。



**1 検査の目的**

新潟県公立学校教員（新潟市立小・中・特別支援学校教員を除く。以下同じ。）を志願する者について、その採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とします。

**2 一般選考**

出願種別	出願形式・募集教科等	採用予定数
小学校教諭	出願形式Ⅰ・Ⅱ ※1	140人程度
中学校教諭	出願形式Ⅰ・Ⅱ ※1 「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」「美術」 「保健体育」「技術」「家庭」「英語」	95人程度
高等学校教諭	「国語」「地理歴史(歴史)」「数学」「理科(物理、化学)」「保健体育」「芸術(美術、書道)」「英語」 「農業」「工業(機械、土木、建築)」「商業」 ※2	50人程度
特別支援学校教諭	※3	16人程度
養護教諭		32人程度
栄養教諭	※4	2人程度

※1 小学校教諭及び中学校教諭には、出願形式Ⅰ・Ⅱがあります。

出願形式Ⅰ 新潟市を除く新潟県全域での勤務を希望する者

出願形式Ⅱ 下記地域内に限る勤務を希望する者

小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、津南町、湯沢町のいずれかに専ら勤務することが採用条件となり、原則として、全県的な異動による勤務はありません。

※2 高等学校教諭「理科」「芸術」「工業」については、次の①～③のとおりです。選択したものを提出書類の「教科(科目等)」の欄に記入してください。

①「理科」については、物理又は化学の中から一つを選択

②「芸術」については、美術又は書道の中から一つを選択

③「工業」については、機械、土木又は建築の中から一つを選択

※3 特別支援学校教諭は、原則として特別支援学校に配置します。

※4 「学校栄養職員」の採用は、新潟県人事委員会が行います。

(注1) 小学校教諭として出願した者を中学校教諭に、中学校教諭として出願した者を小学校教諭又は高等学校教諭に、高等学校教諭として出願した者を中学校教諭に採用することがあります。また、小学校教諭及び中学校教諭の出願形式Ⅱに出願した者を、出願形式Ⅰで採用することがあります。

(注2) 教員の需給状況により、出願・採用の校種にかかわらず特別支援学校に配置することがあります。また、小・中・高等学校教諭に出願する者で、特別支援学校への勤務を希望し、今後、特別支援学校教諭の普通免許状取得を目指す者は、受検願書の希望欄に○を記入し「特別支援学校勤務希望調書」を提出してください。

**3 身体障害者特別選考**

1 出願種別・教科

「2 一般選考」に記載のある出願種別・教科で実施します。

2 採用予定数

8人程度の予定です。

3 検査の特例

原則として一般選考受検者と同様の検査を行いますが、出願種別や教科、障害の程度により、筆答検査及び実技検査の一部を変更又は免除します。また、点字・拡大文字・手話、車いす、口頭による試問等、必要に応じて対応します。

4 応募資格

年齢及び免許状要件は、「4 出願の資格」の記載と同じとし、身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの者とします。

※ 身体障害者特別選考の希望者は、事前に必ず義務教育課又は高等学校教育課までご連絡ください。

**4 出願の資格**

1 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと。

2 昭和29年4月2日以降に生まれた者であること。

3 出願校種の教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状又は栄養教諭の普通免許状を有している者、若しくは、これらの免許状を平成26年3月31日までに取得する見込みの者であること。

出願種別	所有教育職員免許状
小 学 校 教 諭	小学校教諭の普通免許状
中 学 校 教 諭	出願教科に応じた中学校教諭の普通免許状
高 等 学 校 教 諭	出願教科に応じた高等学校教諭の普通免許状
特別支援学校教諭	特別支援学校教諭の普通免許状及び小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭のいずれかの普通免許状
養 護 教 諭	養護教諭の普通免許状
栄 養 教 諭	栄養教諭の普通免許状

※1 現在、新潟県及び新潟市にある国公立学校の教員（教諭・養護教諭・栄養教諭）である者は、この検査を受けることができません。また、現在、新潟県及び新潟市にある国公立学校の学校栄養職員は、栄養教諭の検査を受けることはできません。

- ※2 他の都道府県の国公立学校教員として勤務している者で、本県公立学校の教員を志望する者は受検することができます。なお、第1次選考検査を免除する特例については、6ページを参照してください。
- ※3 教諭に出願し、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師に任用します。養護教諭、栄養教諭の出願は、これに準じて任用します。
- ※4 盲学校、聾学校、養護学校教諭の普通免許状を有する者は、特別支援学校教諭の普通免許状を有するものと見なします。

**5 検査の期日**

- 1 第1次検査  
平成25年 7 月 7 日(日) [1日間]
  - 2 第2次検査  
平成25年 8 月17日(土)・18日(日)・19日(月)・20日(火) [4日間]
- ※ 当日の日程、会場等の詳細は、13～14ページ参照

**6 検査の内容・方法**

1 第1次検査 (免除者を除く出願者全員。身体障害者特別選考受検者を含みます。)

出願種別	論文	筆答検査 I	筆答検査 II	実技検査
小学校教諭	教職・一般教養に関するもの	教職・一般教養に関するもの	A (国語、社会、算数、理科) B (生活、音楽、図画工作、家庭、体育 および英語聞き取り検査)	(第2次検査で実施)
中学校教諭			「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」「美術」「保健体育」「技術」「家庭」「英語」の中で出願した1教科	次ページ※2 のとおり実施
高等学校教諭			「国語」「地理歴史(歴史)」「数学」「理科(物理、化学)」「保健体育」「芸術(美術、書道)」「英語」「農業」「工業(機械、土木、建築)」「商業」の中で出願した1教科 ※1	
特別支援学校教諭			特別支援教育に関するもの	(第2次検査で実施)
養護教諭			養護に関するもの	(第2次検査で実施)
栄養教諭			給食管理・食育に関するもの	

- ※1 高等学校教諭「理科」「芸術」「工業」については、次のとおりです。
- ① 「理科」については、物理又は化学の中から一つを選択
  - ② 「芸術」については、美術又は書道の中から一つを選択
  - ③ 「工業」については、機械、土木又は建築の中から一つを選択

※2 中学校教諭、高等学校教諭の実技検査等については、次のとおりです。

出願種別	教科	実技検査内容
中学校教諭	音楽	① 平成25年度用文部科学省検定済教科書中学校音楽科用に掲載されている「赤とんぼ」「花の街」「夏の思い出」「浜辺の歌」「荒城の月」「花」「早春賦」の中から当日指定する1曲を、ピアノ伴奏をしながら歌唱する。(楽譜は当日指定したものを使用) ② アルトリコーダーによる視奏をする。(曲は当日指定)
	美術	当日、課題を提示
	技術	当日、課題を提示
	家庭	当日、課題を提示
高等学校教諭	芸術 (美術、書道)	当日、課題を提示
中学校教諭	保健体育 ※3	計5種目実施 〔必修〕 ①ダンス(創作ダンス) ②柔道又は剣道から1種目選択 〔指定〕 ③マット運動 ④ハードル走 ⑤水泳 ⑥バスケットボール又はバレーボールから1種目選択 指定種目(③～⑥)の中から当日指定する3種目を実施
高等学校教諭	保健体育 ※3	計5種目実施 〔必修〕 ①マット運動 ②ハードル走 ③水泳 〔選択〕 ④バスケットボール又はバレーボールから1種目選択 ⑤柔道・剣道・ダンス(創作ダンス)から1種目選択
中学校教諭 高等学校教諭 (共通)	英語	英語によるオーラルプレゼンテーション (当日与えられた文章の音読、質疑応答など)

※3 中学校教諭「保健体育」及び高等学校教諭「保健体育」における注意事項は次のとおりです。

下記の対象種目において、国体、全日本選手権、全日本学生選手権大会(1部)等の全国規模の大会で入賞した実績をもつ者は、「自己選択種目」として、実技検査の1種目を免除し、実績による書類審査と置き換えることができます。(過去4年間の実績に限る。出願時に実績等を証明する書類を提出してください。)

<対象種目>

- ・学習指導要領で示されている種目
- ・国民体育大会種目(公開競技のうち硬式野球を含む)
- ・全国高等学校総合体育大会(インターハイ)種目
- ・全国中学校体育大会種目

2 第1次検査の免除

次の者を第1次検査のすべてを免除する対象とします。

(1) 国公立学校に在職する正規教員

新潟県及び新潟市にある国公立学校の教員を除く国公立学校の正規教員（教諭・養護教諭・栄養教諭・任用期限を付さない常勤講師）として、平成25年3月31日までに出願種別・教科と同一職種等で3年以上の勤務経験があり、平成25年4月1日現在も引き続き任用されている者。ただし、休職や育児休業等の期間を除きます。

出願された書類を審査して、第1次検査の免除者を決定し、第1次検査受検票発送と同時に本人へ通知します。免除が認められなかった場合は、一般選考同様、第1次検査から受検してください。

(2) 前回第2次検査の結果、採用候補者名簿に登録されなかった者の内、S判定であった者

（平成26年度採用選考検査から実施）

平成25年度新潟県公立学校教員採用選考検査における第2次検査の結果、採用候補者名簿に登録されなかった者の内、S判定であった者。ただし、平成25年度と同一の出願種別・教科を受検する場に限りです。

3 第2次検査（第1次検査の合格者及び免除者）

出願種別	個人面接Ⅰ	個人面接Ⅱ	実技検査
小学校教諭	与えられた課題の模擬授業・場面指導を実施 ※1	全員実施	[運動実技] ①ボール投げ ②マット運動 ③水泳(クロール・平泳ぎ各25m) [音楽実技] ①歌唱 ②ピアノ演奏 ※2
中学校教諭			
高等学校教諭			
特別支援学校教諭			
養護教諭			
栄養教諭			救急処置に関するもの

※1 模擬授業の課題分野は、第1次検査実施後、7月下旬に義務教育課及び高等学校教育課のホームページに掲載します。ホームページアドレスは、11ページを参照してください。

場面指導の課題は、検査時に提示します。

※2 小学校教諭・特別支援学校教諭の音楽実技検査は、次のように行います。

①歌 唱 小学校学習指導要領に示された第4・5・6学年の歌唱の共通教材の中から当日指定する1曲を、CD伴奏に合わせて歌唱する。歌詞つきの楽譜は、検査員が用意する。

②ピアノ演奏 小学校学習指導要領に示された第4・5・6学年の歌唱の共通教材の中から1曲を選び、ピアノ伴奏をする。伴奏譜を2部用意し、当日1部を検査員に提出する。

**7 検査の配点及び判定基準**

1 第1次検査

(1) 配点

	論文	筆答検査Ⅰ	筆答検査Ⅱ	実技検査	合計
小学校教諭	50点	50点	200点		300点
中学校教諭	50点	50点	200点		300点
			100点	100点	300点
高等学校教諭	50点	50点	200点		300点
			100点	100点	300点
特別支援学校教諭	50点	50点	200点		300点
養護教諭	50点	50点	200点		300点
栄養教諭	50点	50点	200点		300点

※ 筆答検査Ⅱには英語オーラルプレゼンテーション（中・高）及び英語聞き取り検査（小）を含む。

(2) 判定基準

- ① 「論文」「筆答検査Ⅰ」「筆答検査Ⅱ」及び「実技検査」とも、設定した基準に達しない者は不合格とします。
- ② 上記①による不合格者を除き、「論文」「筆答検査Ⅰ」「筆答検査Ⅱ」及び「実技検査」の合計点に基づき、提出書類の記載内容等も含めて、一件ごとに審査を行い、可否の判定を行います。

2 第2次検査

(1) 配点

	個人面接Ⅰ	個人面接Ⅱ	実技検査	合計
小学校教諭	30点	50点	20点	100点
中学校教諭	30点	50点		80点
高等学校教諭	30点	50点		80点
特別支援学校教諭	30点	50点	20点	100点
養護教諭		60点	20点	80点
栄養教諭		60点		60点

(2) 判定基準

- ① 「個人面接Ⅰ」「個人面接Ⅱ」「実技検査」とも、設定した基準に達しない者は不合格とします。
- ② 上記①による不合格者を除き、「個人面接Ⅰ」「個人面接Ⅱ」及び「実技検査」の合計点に基づき、提出書類の記載内容や第1次検査結果等を勘案して、一件ごとに審査を行い、可否（登録）の判定を行います。

**8 出願の方法及び出願に必要な書類**

## 1 出願の方法

「特定記録郵便」による郵送

出願に際しては、郵便局の窓口で「特定記録郵便」と指定して郵送してください。  
それ以外の方法で提出されたものは、受理できません。  
\*「簡易書留」とは異なりますので注意してください。

## 2 提出先

11ページを参照してください。

## 3 提出書類及び提出期間

## (1) 出願時に提出する書類（自筆で記入してください。）

ア 受検願書（表裏印刷）

イ 第1次検査受検票

ウ 自己申告カード（表裏印刷）

エ 特別支援学校勤務希望調書

\* 小・中・高等学校教諭の出願者で、今後、特別支援学校教諭の普通免許状取得を目指し、特別支援学校勤務を希望する者のみ提出してください。

オ 実績を証明する書類

\* 中学校教諭・高等学校教諭の保健体育の受検者で「自己選択種目」を希望する者のみ提出してください。

カ 現職教員第1次検査免除希望調書及び在職証明書

\* 現職教員で第1次検査免除を希望する者のみ提出してください。  
\* 前回第2次選考検査で、S判定者の者は、提出の必要はありません。

キ 第1次検査受検票送付用封筒

\* 長形3号120mm×235mmに80円切手をはり、郵便番号・あて先を明記してください。  
\* 氏名には、「様」を必ず付記してください。  
\* 速達を希望する場合は 350円の切手をはり、速達であることを朱書してください。  
\* 封筒は、のり付き封筒を用いてください。  
\* 第1次検査免除希望者は、第2次検査受検票送付用としてもう1枚必要ですので、計2枚送付してください。

\* 上記ア～キの書類は、4月26日(金)から5月20日(月)までの間に「特定記録郵便」による郵送で提出してください。

\* 5月20日(月)の消印まで有効です。

\* 受検願書、第1次検査受検票の記載に当たっては、記入漏れ、記入間違い等がないように、ホームページに掲載してある「選考検査Q&A」及び「願書の記載例」を十分確認の上、記入してください。

(2) 受検時に提出する書類（出願時には提出しないでください。）

ア 教育職員免許状の写し

- \* 平成21年 3月31日までに免許状を授与された者で、修了確認期限を迎えた者は、更新講習修了確認証明書の写しを添付してください。
- \* 平成26年 3月31日までに免許状を取得見込みの者は、在学する大学等の学長が発行する免許状取得見込証明書を提出してください。
- \* 聴講生又は科目等履修生として単位修得中の者は、受講証明書、卒業した大学の単位修得証明書など免許取得見込の証明となるものを提出してください。

イ 最終学校の卒業・修了証明書又は在学する学校の卒業見込証明書

- \* 「最終学校」とは、通信教育によって免許状を取得するために在学している大学等を除きます。

ウ 第1次検査結果の通知用封筒

- \* 長形3号120mm×235mmに80円切手をはり、郵便番号・あて先を明記してください。
- \* 氏名には、「様」を必ず付記してください。
- \* 速達を希望する場合は 350円の切手をはり、速達であることを朱書してください。
- \* 封筒は、のり付き封筒を用いてください。

- \* 上記ア～ウの書類は、第1次検査当日の7月7日(日)に持参してください。

(3) 身体障害者特別選考希望の受検者及び受検に際して特別の配慮を必要とする受検者  
障害等があり、受検に際して特別の配慮を必要とする場合は、その事情と配慮を求める事項について、受検願書の「備考」欄に記載してください。別紙（自由形式）に記載し、提出することもできます。

## 9 その他

- 1 「第1次検査受検票」は、平成25年6月中に送付します。「第1次検査受検票」には検査場所その他受検上の注意等が指示してあります。
- 2 提出した書類は返却しません。
- 3 受検に関する問い合わせは、義務教育課又は高等学校教育課のホームページに掲載してある「平成26年度新潟県公立学校教員採用選考検査Q & A」を確認してからにしてください。
- 4 第1次検査結果の通知は、合否にかかわらず7月下旬発送の予定です。8月5日(月)までに通知がない場合は、電話で照会してください。なお、合格者の受検番号を7月下旬に義務教育課及び高等学校教育課のホームページに掲載します。
- 5 第1次検査及び第2次検査で不合格になった者に対して、本人の選考検査結果を通知により開示します。
- 6 給与は、本県の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。
- 7 採用予定者については、平成25年11月9日(土)にガイダンスを実施する予定です。



**■ 第1次検査 持参品**

- 1 第1次検査受検票
- 2 受検時に提出する書類 (8) 3 (2)ア～ウ)
- 3 筆記用具、直線定規 (20cm程度、目盛付)、上履、昼食 (午後も検査がある受検者)
- 4 上記のほか、出願校種別に次のものを準備持参すること。
  - (1) 中学校教諭
    - ・数 学……三角定規一組、コンパス
    - ・理 科……三角定規一組
    - ・音 楽……アルトリコーダー
    - ・美 術……三角定規一組、鉛筆 (デッサン用)、消しゴム、はさみ、のり、コンパス、  
カッターナイフ、カッターマット (A4程度)
    - ・保健体育……運動着上下、運動靴 (屋内用、屋外用)、水着、  
武道において、柔道を選択する者は柔道着、剣道を選択する者は竹刀及び防具
    - ・技 術……三角定規一組、コンパス、実技用実習着
    - ・家 庭……裁縫用具一式 (裁ちばさみ、糸切りばさみ、指ぬき、まち針、チャコペンシル、  
へら)
  - (2) 高等学校教諭
    - ・数 学……中学校数学受検者と同じもの
    - ・保健体育……中学校保健体育受検者と同じもの
    - ・芸術 (美術) ……中学校美術受検者と同じもの
    - ・芸術 (書道) ……硯、墨、筆 (大・中・小)、半切用下敷きを含む書道用具一式
    - ・工 業……関数電卓 (ただし、プログラム電卓及びポケットコンピュータは不可)、  
三角定規一組
    - ・商 業……電卓 (ただし、プログラム電卓及びポケットコンピュータは不可)

**■ 受検者心得**

- 1 検査会場敷地内は、すべて禁煙とします。
- 2 検査会場内では、携帯電話の電源を切ってカバンの中にしまってください。
- 3 録音・録画機器の持ち込み及び使用を禁止します。
- 4 自家用車の乗り入れは禁止します。また、会場周辺の店舗等への無断駐車は厳禁します。
- 5 会場周辺が混雑するため、自家用車による送迎や、タクシー等を利用する場合は、会場から少し離れた場所で乗降してください。

※ 受検者心得に違反した場合は、それ以降の検査を受けさせないことがあります。

## <願書提出、連絡・照会先>

### ○ 小・中・特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭について

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県教育庁義務教育課管理第1係

電話(代表) 025(285)5511 内線3855・3856 FAX 025(285)8087

・選考検査当日の緊急連絡先 電話 025(280)5602 FAX 025(285)8087

### ○ 高等学校教諭について

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県教育庁高等学校教育課管理係

電話(代表) 025(285)5511 内線3879・3880 FAX 025(285)7998

・選考検査当日の緊急連絡先 電話 025(280)5610 FAX 025(285)7998

(注1) 出願時は、封筒の表に「教員受検願書在中」と朱書してください。

(注2) 県庁専用郵便番号「950-8570」を記載した場合は、所在地の記載を省略することができます。

(注3) 来庁及び電話での対応は、土・日曜日及び休日を除く8時30分から17時15分の間に限ります。

### 【義務教育課ホームページアドレス】

<http://www.pref.niigata.lg.jp/gimukyoiku/>

### 【高等学校教育課ホームページアドレス】

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kotogakko/>

## 新潟県教員採用におけるスポーツ・芸術特別選考制度

新潟県では、スポーツ・芸術において秀でた技能をもち、世界レベルの実績を有する人を通常の教員採用選考検査とは別枠で選考し、教諭として採用します。

### 【出願の資格】

スポーツ・芸術特別選考の対象者は、教育職員免許状等の教員採用における資格を満たしており、次の条件のいずれかを満たす者としてします。

ア スポーツの分野において、オリンピック、またはそれに相当する世界大会レベルの競技会出場経験があり、優秀な成績をおさめた者

イ 美術、音楽、演劇等の芸術の分野において、世界レベルのコンクール、展覧会等において優秀な成績をおさめた者

### 【選考の方法】

出願書類の書類選考により選ばれた者について面接を行い、審査を経て選考します。

### 【出願の期間】

募集は随時行っています。

※ 出願に当たっては、事前に上記に照会してください。

## ■ 検査場所案内

## &lt; 第1次検査場所 &gt;

**県立新潟高等学校**

▼ J R 越後線「白山駅」下車。徒歩15分。

▼ J R 新潟駅万代口バスターミナル7番線から西小針線内野行き、又は新潟大学行きに乗車（快速は除く）。もしくは、8番線から西部営業所行き、西循環線（信濃町先回り）又は有明経由内野行きに乗車。「新潟高校前」バス停下車（所要時間約20分）。徒歩3分。

**県立新潟南高等学校**

▼ J R 新潟駅万代口バスターミナル13番線から昭和大橋・入船営業所線に乗車（所要時間約10分）。「南高校前」下車。徒歩1分。

**県立新潟商業高等学校**

▼ J R 越後線「白山駅」下車。徒歩7分。

▼ J R 新潟駅万代口バスターミナル7番線から西小針線内野行き又は新潟大学行きに乗車（快速は除く）。もしくは8番線から西部営業所行き、西循環線（信濃町先回り）又は有明経由内野行きに乗車。「新潟商業高校前」バス停下車（所要時間約18分）。徒歩1分。

## &lt; 第2次検査場所 &gt;

**県立新潟中央高等学校**

▼ J R 越後線「白山駅」下車。徒歩12分。

▼ J R 新潟駅万代口バスターミナル7番線から西小針線内野行き、又は新潟大学行きに乗車（快速は除く）。もしくは、8番線から西部営業所行き、西循環線（信濃町先回り）又は有明経由内野行きに乗車。「学校町二番町」バス停下車（所要時間約15分）。徒歩3分。

**県立新潟向陽高等学校**

▼ J R 信越線「亀田駅」下車。徒歩8分。

**県立新潟工業高等学校**

▼ J R 越後線「小針駅」下車。徒歩25分。

▼ J R 新潟駅万代口バスターミナル9番線から大堀線流通センター行き又は西警察署前行きに乗車。「工業高校前」バス停下車（所要時間約35分）。徒歩2分。

※ 詳しくは、J R 東日本のホームページ及び新潟交通のホームページで確認してください。

※ 検査場所となる学校には、直接問い合わせないでください。

## ■第1次検査 場所・日程(予定)

出願種別		※検査場所		月 日(曜)		7月7日(日)					
				時 分		7	8	8	午	午	17
						50	15	40	前	後	00
小 学 校 教 諭		新潟南高等学校 (新潟市中央区上所)		受 付	検 査 オ リ エ ン テ ー シ ョ ン	論 文 ・ 筆 答 検 査  (I・II)	(I 筆論 ・ 答文 II 検文 A 査・ )	(II B) 筆 答 検 査			
中 学 校 教 諭	国 語 社 会 数 理 学 科										
	音 楽	音 楽 (実技検査)									
	美 術 保 健 体 育 技 術 家 庭	美 術 保 健 体 育 技 術 家 庭 (実技検査)									
高 等 学 校 教 諭	英 語	英 語 (オーラルプレゼンテーション)									
	国 語 地 理 歴 史 (歴 史) 数 理 学 科 農 工 業 業 業										
	英 語	英 語 (オーラルプレゼンテーション)									
	保 健 体 育 芸 術 (美術、書道)	保 健 体 育 芸 術 (美術、書道) (実技検査)									
特別支援学校教諭		新潟商業高等学校 (新潟市中央区白山浦)									
養 護 教 諭											
栄 養 教 諭											

※検査場所は、出願状況により変更になる場合があります。出願後に送付される受検票に指定された場所で受検してください。

## ■ 第2次検査 場所・日程(予定)

出願種別		※検査場所		月 日 (曜)	8月						
					17日 (土)	18日 (日)	19日 (月)	20日 (火)			
				時 分	受付時間は、各自に通知する。						
小学校教諭		17・18・19・20日 新潟中央高等学校 (新潟市中央区学校町通)			・個人面接Ⅰ ・個人面接Ⅱ ・音楽実技 (指定日に実施)			・運動実技 (全員)			
特別支援学校教諭									・個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ ・音楽実技 (指定日に実施)		
中学校教諭	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 家庭 英語	17・18・19日 新潟向陽高等学校 (新潟市江南区亀田向陽)			・個人面接Ⅰ ・個人面接Ⅱ (指定日に実施)						
	養護教諭								・個人面接Ⅱ ・救急処置に関する実技 (指定日に実施)		
	栄養教諭								・個人面接Ⅱ (指定日に実施)		
高等学校教諭	国語 地理歴史(歴史) 数学 理科 保健体育 芸術 英語 農工商	17・18・19日 新潟工業高等学校 (新潟市西区小新西)			・個人面接Ⅰ ・個人面接Ⅱ (指定日に実施)						

※検査場所は、第2次検査実施状況により変更になる場合があります。1次検査結果通知の際に送付される第2次検査受検票に指定された場所で受検してください。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月26日

新潟県公安委員会

委員長 本望 雅子

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
<b>別表</b>				<b>別表</b>			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
燕警察署	署所在地		燕市のうち粟生津、下粟生津、高木、上河原、野本、溝、溝古新、田中新、吉田西太田	燕警察署			
	燕駅前交番	(略)	(略)		燕駅前交番	(略)	(略)
(略)				(略)			
	雀森駐在所	(略)	(略)		雀森駐在所	(略)	(略)
(略)				(略)			
	小千谷警察署	小千谷市東栄1丁目	小千谷市のうち千谷川1・2・3・4丁目、日吉1・2丁目、元町、東栄1・2・3丁目、旭町、本町1・2丁目、平成1・2丁目、上ノ山1・2・3・4・5丁目、稲荷町、城内1・2・3・4丁目、土川1・2丁目、 <u>平沢1・2丁目</u> 、大字蕨生（通称元中子、山寺、蕨生本村、 <u>木津町</u> 、信濃町、 <u>木津団地</u> 、 <u>津山町</u> ）、浦柄、小栗山、南荷頃、横渡、塩谷、上片貝の一部（通称大原、川向）、 <u>桜町</u> 、 <u>平沢新田</u> 、千谷	小千谷警察署	小千谷市東栄1丁目	小千谷市のうち千谷川1・2・3・4丁目、日吉1・2丁目、元町、東栄1・2・3丁目、旭町、本町1・2丁目、平成1・2丁目、上ノ山1・2・3・4・5丁目、稲荷町、城内1・2・3・4丁目、土川1・2丁目、 <u>船岡1・2・3丁目</u> 、大字蕨生（通称 <u>中央通り</u> 、 <u>元中子町</u> 、 <u>滝原町</u> 、山寺、蕨生本村、 <u>旭町</u> 、 <u>木津</u> 、信濃町）、浦柄、小栗山、南荷頃、横渡、塩谷、上片貝の一部（通称大原、川向）、 <u>桜町</u>	

			川		
(略)			(略)		
吉谷駐在所	小千谷市大字西吉谷	小千谷市のうち若葉1・2・3丁目、大字東吉谷、西吉谷、四ツ子、池ヶ原、池中新田、時水、藪川、谷内、両新田、 <u>土川</u>	吉谷駐在所	小千谷市大字西吉谷	小千谷市のうち若葉1・2・3丁目、大字東吉谷、西吉谷、四ツ子、池ヶ原、池中新田、時水、藪川、谷内、両新田
山辺駐在所	小千谷市大字上片貝	小千谷市のうち栄町、 <u>船岡1・2・3丁目</u> 、大字上片貝(通称大原、川向を除く。)、山本、西中	山辺駐在所	小千谷市大字上片貝	小千谷市のうち栄町、大字上片貝(通称大原、川向を除く。)、 <u>塩殿</u> 、山本、西中
(略)			(略)		
岩沢駐在所	小千谷市大字岩沢	小千谷市のうち <u>真人町の一部(字芋坂、時之島)</u> 、大字岩沢、豊久新田、川井、川井新田、 <u>塩殿</u>	岩沢駐在所	小千谷市大字岩沢	小千谷市のうち大字岩沢、豊久新田、川井、川井新田、 <u>真人町の一部(字芋坂、時之島)</u>
(略)			(略)		
小栗田駐在所	小千谷市大字小栗田	小千谷市のうち大字小栗田、三仏生、坪野、千谷、山谷	小栗田駐在所	小千谷市大字小栗田	小千谷市のうち <u>平沢1・2丁目</u> 、大字小栗田、三仏生、坪野、千谷、山谷
(略)			(略)		

附 則

この規則中別表燕警察署の部の改正は平成25年5月11日から、その他の改正は公布の日から施行する。